

1. 文化芸術基本法、文化芸術推進基本計画

2. 博物館

- 文化財活用のためのセンター機能の整備について
- 博物館を中核とした文化クラスターの形成について
- 学芸員等の研修について
- 中央教育審議会における検討について
- 被災ミュージアムの再興について

3. 美術品

- 美術品補償制度について
- 海外美術品等公開促進法について
- 登録美術品制度について

4. 劇場・音楽堂等

- 劇場・音楽堂等機能強化推進事業について
- 障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設について

新・文化芸術基本法について（平成29年一部改正概要）

第一 改正趣旨

1. **文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと**
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改正。前文及び目的について所要の整理。(1条)

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定。(2条、5条の2・3、6条)

<基本理念の改正内容>

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等(7条・7条の2)

文部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ「文化芸術推進基本計画」の案を作成。「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が同計画を策定。地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。(8条～11条)
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。(12条)
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。(14条)
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。(15条)
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。(16条)
- ⑥ 国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。(28条)等

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備(36条・37条)

関係府省庁(文科省及び内閣府、総務省、外務省、厚生省、農水省、経産省、国交省その他の関係行政機関)で構成する政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定。

第三 その他

- 文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則2条)

「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要

～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018～2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広く取り取って審議。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値

(本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養，創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心，人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- ・人間尊重の価値観，人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持，世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展，次世代への継承が確実に行われ，全てのの人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ，イノベーションが生まれるとともに，文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し，活力ある社会が形成されている。

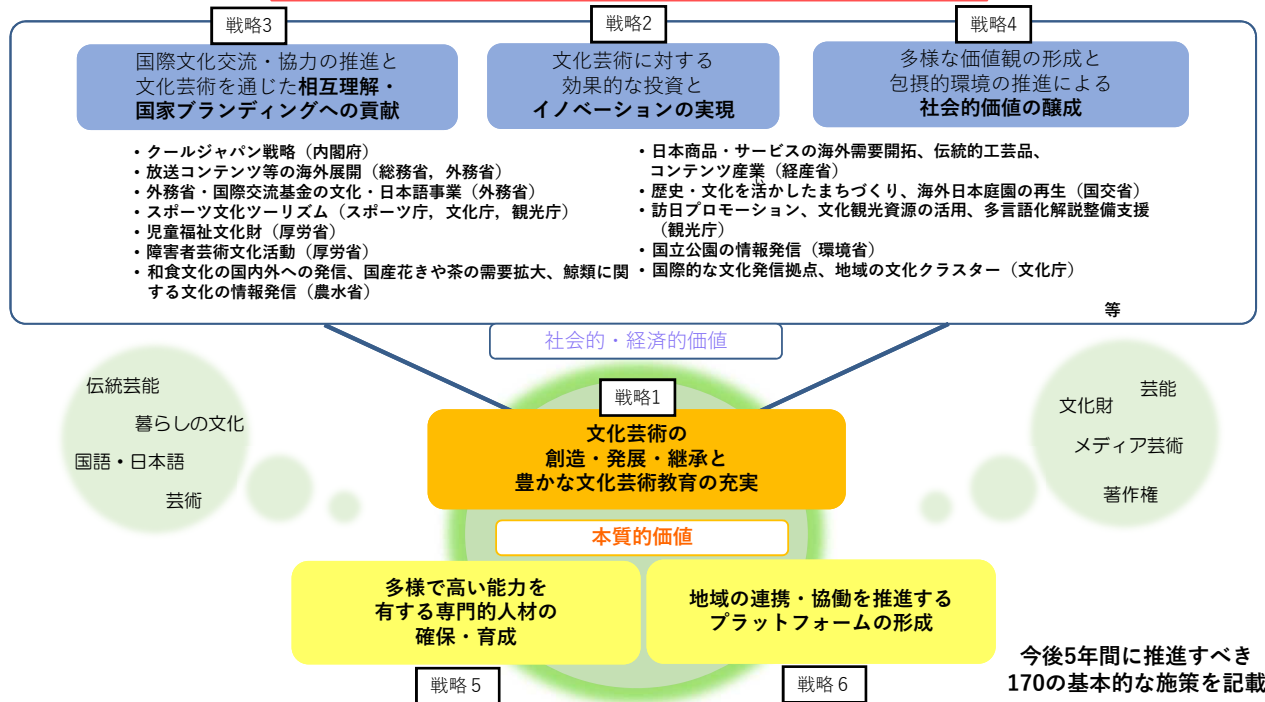
目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり，多様な価値観が尊重され，心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され，多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し，持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



V 評価・検証サイクルの確立等

・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

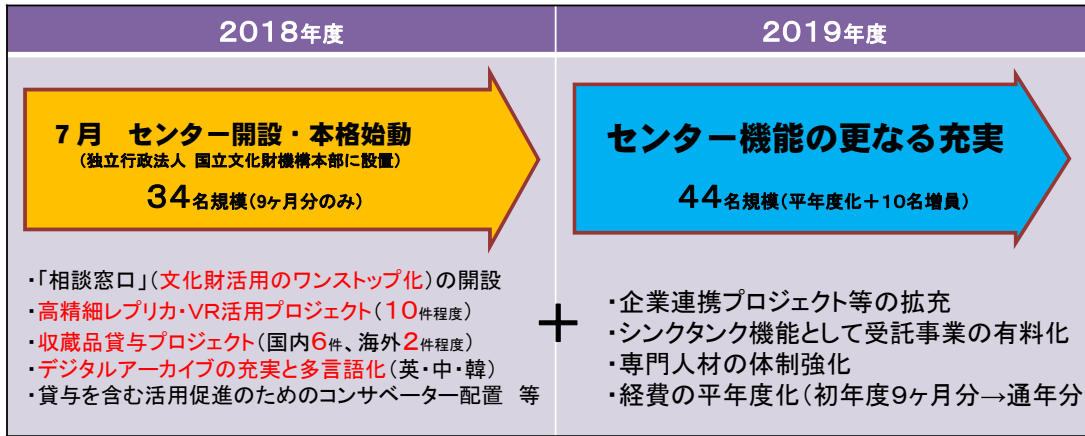
文化財活用促進に向けた新たな取組

○文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大

- ・地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
- ・国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進(国立博物館のデータベース:約13万点、うち2万点が英語)
- ・先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカやVR(バーチャルリアリティ)「産学官連携による寄付型プロジェクト」として、作成・公開実施
- ・キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
- ・文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
- ・上記を対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施
※キュレーター(企画)・ファンドレイザー(財務)・レジストラ(作品履歴管理)・コンサーバター(修復)・広報等



【参考】なりきり日本美術館(東博)
(作品は「富嶽三十六景の拡大映像。絵の中の舟に乗る人物になりきる(2018年)」)



2020年度~

経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~(抄) 平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ① 文化芸術立国
「文化経済戦略(仮称)」を策定し、文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズに対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

博物館を中核とした文化クラスターの形成

2019年度要求額 1,444百万円
前年度予算額 1,248百万円

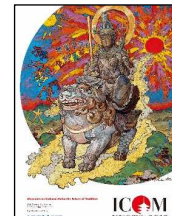


●未来投資戦略(成長戦略)2017(平成29年6月9日閣議決定)

- 第2 具体的施策 III 地域経済好循環システムの構築
- 3 観光・スポーツ・文化芸術 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化
- ② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上
- ・文化クラスター(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。

●経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

- 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
- 5 重要課題への取組 (4) 分野別対応
- ③ 文化芸術立国の実現
(前略)・・・国際博物館会議(ICOM)京都大会2019の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。



■「ICOM京都大会2019」
世界141の国と地域が参加する「国際博物館会議(ICOM)」の3年に1度の大会。2019年9月、京都市の国立京都国際会館を主会場として、日本で初開催。大会期間は、2019年9月1日~7日の約1週間。

※左ポスターは、文化功労者・絹谷幸二(きまぐに こうじ)氏が、ICOM京都大会のために新たに描き下されたもの。

事業目的
博物館を中核とした文化クラスターを形成し、地域の歴史、芸術、自然科学の様々な資源を新たな創造的活動や事業に結び付け、地域の主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す「文化政策」と「街づくり政策」を合わせて事業展開する。また、ICOM京都大会を契機とした創造活動の活性化を図る。

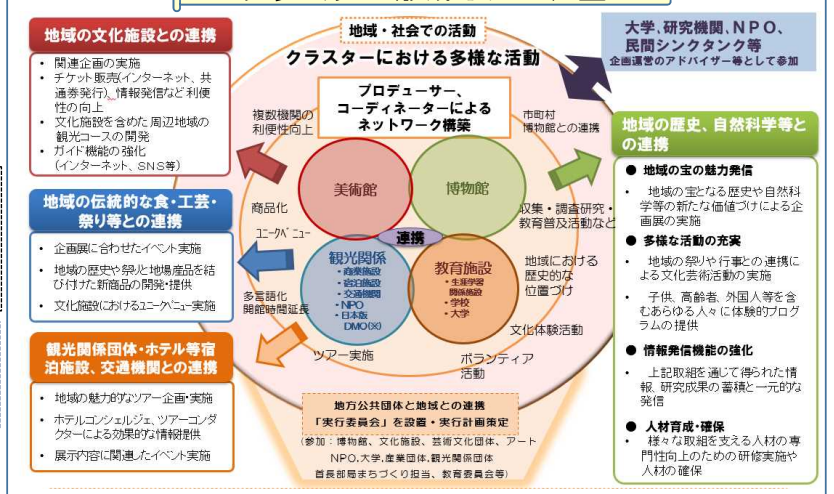
事業内容
1. 博物館クラスター形成支援事業
地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークメニューの促進など、博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援を行う。
(博物館全般を対象拡大。18件→23件に拡充)

2. 地域と共働した創造活動支援事業
博物館が地域文化の核となって地域文化の発信、子供・若者・障がい者・高齢者が参加できるプログラム、学校教育との連携によるアウトリーチ活動等の支援を行う。(47件)

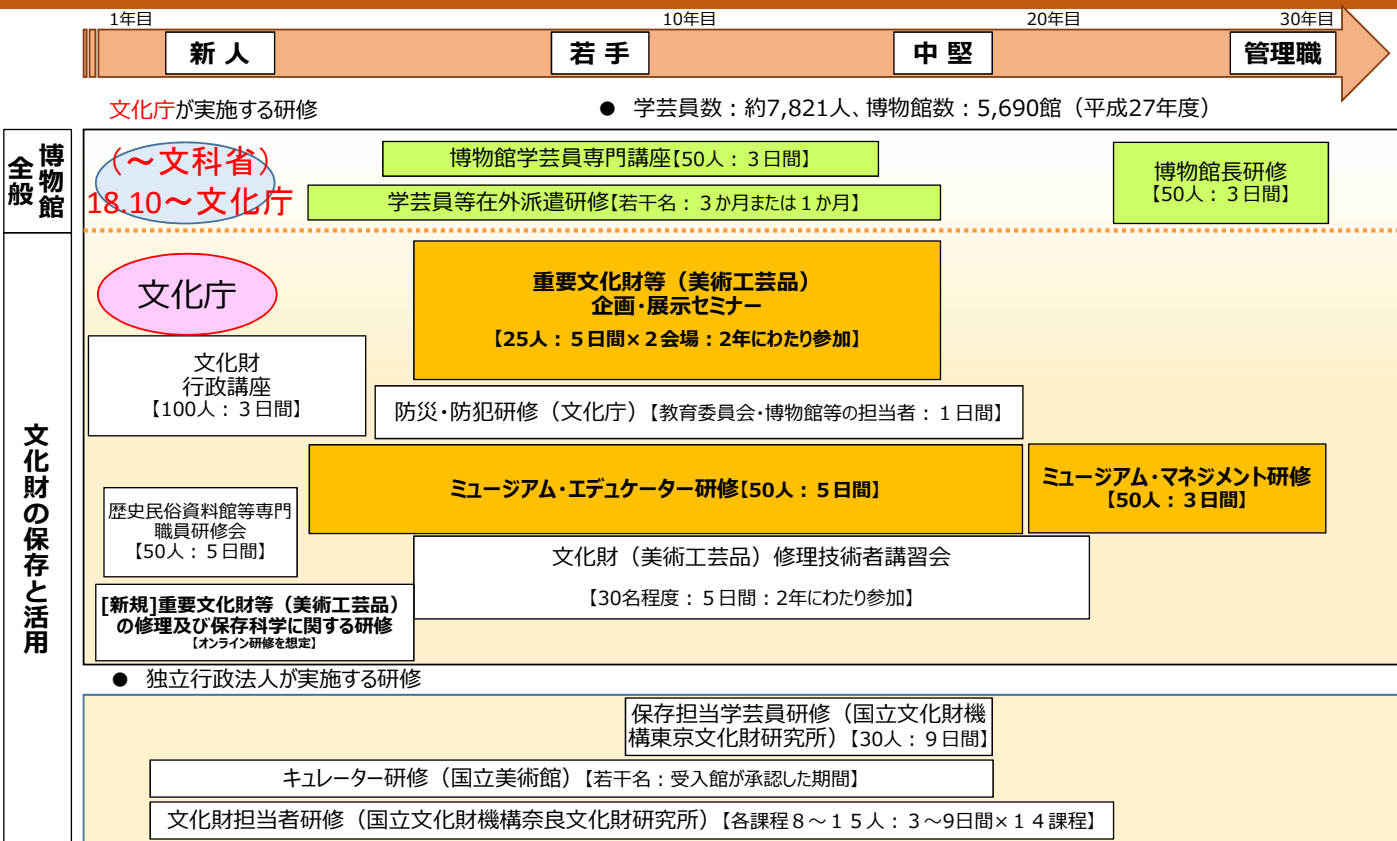
3. 博物館重点分野推進支援事業
我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、緊急かつ重点的な分野等の取組を支援。(2件)

- 補助事業者
博物館を中心とした実行委員会等
- 補助率(クラスター形成支援事業)
補助対象経費の1/2を限度。ただし、中核館の運営主体が都道府県・政令指定都市以外の場合においてクラスター形成に資する経費に限り予算の範囲内において調整。

クラスター形成イメージ図



博物館に関する学芸員等の研修体系



【参考】その他の機関が実施する研修

- ・学芸員研修会 (全国美術館会議) 【会員館の職員、個人会員、賛助会員を対象：1日間】
- ・学芸員専修コース (関係の大学博物館) 【博物館・美術館において学芸員としての業務の直接携わる者を対象：15人：5日間】
- ・研究協議会 ((公財) 日本博物館協会) 【博物館職員や博物館運営に関わる者を対象：2日間×3会場】

博物館の管理・運営に関する研修

従来の博物館

- 専門的な調査研究の場
- 資料の収集・保管が中心
- 貸し館としての展示会場

※参考：平成27年度社会教育調査(文部科学省)によると博物館・博物館類似施設の学芸員は7,821人。

- 「文化審議会文化政策部会」『審議経過報告』(平成22年6月7日)の提言
 - ・「アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。」
 - ・「学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進するとともに、国においては研修制度の充実を図ることが求められる。」
- 文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)
 - 「美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。」
 - また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。」
- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)
 - 文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進める
- 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)
 - 文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る

ミュージアム・エデュケーター研修

目的：博物館において教育普及を専門的に担当する学芸員の育成
 内容：教育普及事業の企画・運営、教育プログラムや鑑賞教材の開発等に必要の資質・能力を養う研修
 期間：年2回 計5日間



ミュージアム・マネジメント研修

目的：博物館の管理運営において必要な経済性と芸術性双方の専門的知識を有する人材の育成
 内容：美術館・歴史博物館の企画及び管理運営に必要な専門的知識及び博物館を取り巻く社会動向について研修
 期間：3日間

これからの博物館

博物館

- 『博物館の望ましい姿』(財)日本博物館協会、平成15年3月)
 - ・社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う(マネジメント)
 - ・社会から託された資料を探求し、次世代に伝える(コレクション)
 - ・知的な刺激や楽しみを人びとと分かちあい、新しい価値を創造する(コミュニケーション)

⇒観光・地域振興の拠点等、地域に開かれた役割を果たすことを期待



学校

地域社会

国際社会

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）について

◎社会環境の変化に対応した社会教育の在り方の検討

【学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議※
「論点の整理」】（平成29年3月28日）

- 少子高齢化と人口減少をはじめ、社会教育を取り巻く環境が変化中、今後の社会教育には、①地域コミュニティの維持・活性化への貢献、②社会的包摂への寄与、③社会の変化に対応した学習機会の提供といった役割が期待。
- 学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置づける必要。
- 様々な取組を通じて人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムを構築。

※同会議は、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、設置された。

◎地方分権提案への対応

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針】

（平成29年12月26日 閣議決定）

- 博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能にすることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※公民館、公立図書館についても、地方公共団体から同様の提案がなされているところ。

平成30年3月2日 中央教育審議会総会 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）

【主な検討内容】

- 関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方について（地域課題解決に向けて住民が主体的に学び活動する取組を立ち上げ、持続させていくための関係者の役割・連携方策 等）
- 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割について（社会教育施設の現状と課題、新たな時代において求められる役割 等）
- 社会教育施設に求められる役割を果たすために必要な具体的方策について（社会教育施設が地域活性化等の分野と効果的に連携を図るための運営の在り方（所管の在り方を含む）、多様な手法による資金調達や民間の力を活用した施設運営の在り方 等）

今後の予定 ◎10月～12月上旬頃 中央教育審議会総会、生涯学習分科会 答申（案）審議（予定）
◎11月頃 パブリックコメント
◎年内 中央教育審議会総会 答申（予定）

被災ミュージアム再興事業

2019年度要求額 272百万円
（前年度予算額 182百万円）



— 美術館・博物館の再興を通じた心の復興 —

1. 事業概要

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）
5 復興施策＜(2)地域における暮らしの再生＞⑤文化・スポーツの振興
(i)「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。
また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。

東日本
大震災

汚泥や塩水等、これまでに
経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

2. 修理作業の例

●修理（脱塩、汚泥の除去）



●燻蒸、真空凍結乾燥



●汚染物質の計測、分析



■事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

■補助対象事業

被災資料を修理するための事業

■補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

■補助金額

補助対象経費の50%

美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却

復興期間における修理作業の加速化(2018 -2020)

美術品補償制度

趣 旨

優れた美術品をより多くの国民が鑑賞できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する。

概 要

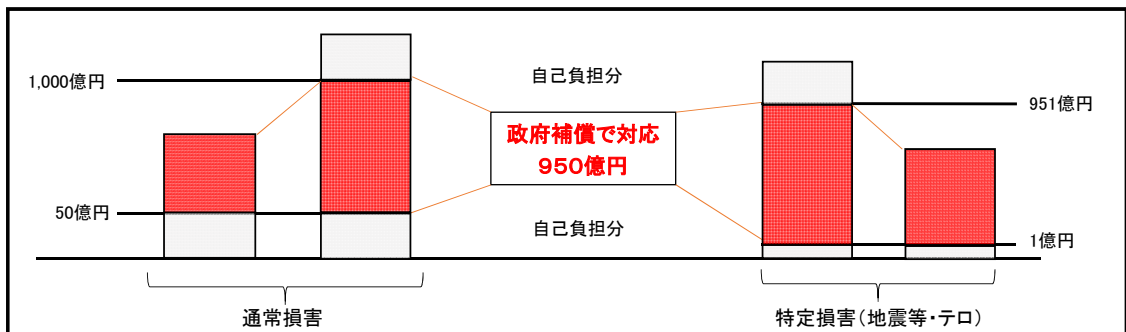
- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する（ただし、補償上限額を定める）。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

近年の実績

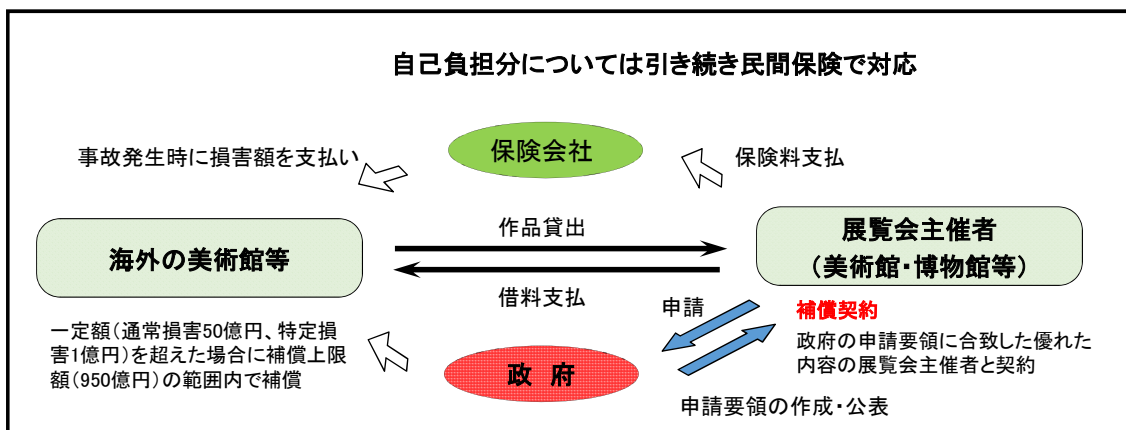
展覧会名	開催場所（開催期間）	展覧会名	開催場所（開催期間）
ゴッホとゴーギャン展	東京都美術館（平成28年10月8日～平成28年12月18日） 愛知県美術館（平成29年1月3日～平成29年3月20日）	至上の印象派展 ビュールレ・コレクション	国立新美術館（平成30年2月14日～平成30年5月7日） 九州国立博物館（平成30年5月19日～平成30年7月16日） 名古屋市美術館（平成30年7月28日～平成30年9月24日）
オルセーのナビ派展： 美の預言者たち — ささやきとざわめき	三菱一号館美術館（平成29年2月4日～平成29年5月21日）	ブラド美術館展 ペラスケスと絵画の栄光	国立西洋美術館（平成30年2月24日～平成30年5月27日） 兵庫県立美術館（平成30年6月13日～平成30年10月14日）
ジャコモッティ展	国立新美術館（平成29年6月14日～平成29年9月4日） 豊田市美術館（平成29年10月14日～平成29年12月24日）	ルーヴル美術館展 肖像芸術 — 人は人をどう表現してきたか	国立新美術館（平成30年5月30日～平成30年9月3日） 大阪市立美術館（平成30年9月22日～平成31年1月14日）
ゴッホ展 巡りゆく日本の夢	北海道立近代美術館（平成29年8月26日～平成29年10月15日） 東京都美術館（平成29年10月24日～平成30年1月8日） 京都国立近代美術館（平成30年1月20日～平成30年3月4日）	オルセー美術館特別企画 ビエール・ポナール展	国立新美術館（平成30年9月26日～平成30年12月17日）
北斎とジャポニスム	国立西洋美術館（平成29年10月21日～平成30年1月28日）	マルセルデュシャンと日本美術展	東京国立博物館（平成30年10月2日～平成30年12月9日）
		ムンク展 — 共鳴する魂の叫び	東京都美術館（平成30年10月27日～平成31年1月20日）

10

○ 美術品補償制度における補償額の範囲



○ 美術品補償制度における関係者の契約関係



海外美術品等公開促進法

概要

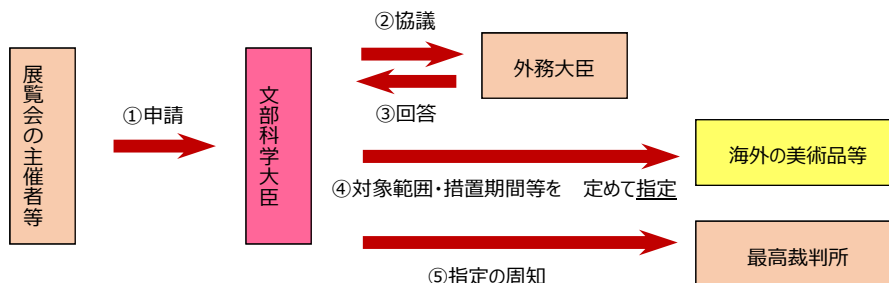
我が国において公開される海外の美術品等について、文部科学大臣の指定によって、**強制執行、仮差押え及び仮処分を禁止**
※美術品のほか、「化石」や「希少な岩石、鉱物、植物及び動物の標本」も対象（指定に当たっては外務大臣への協議が必要）

背景

海外の美術品等の貸出しに当たって、強制執行等の禁止措置が担保されていることを条件とされ、日本の美術館が借り受けることが困難な事例が発生（諸外国においては強制執行等の禁止の措置が既に整備）

- 海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置が必要
- 同時に、海外の美術品等の公開促進のための施策も策定

指定の手順



指定状況

平成24年4月以降、これまでに74件の展覧会で公開するために借り受けた美術品について指定（平成30年10月現在）

海外の美術品の公開の促進 → 国民が世界の多様な文化に接する機会の増大
国際文化交流の振興・文化の発展

12

登録美術品制度

■ 登録美術品制度とは

重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開するもの。また、登録美術品は**相続が発生した場合、他の美術品とは異なり国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。**（実績：5件）

■ 登録美術品となる美術品

多くの人々がその鑑賞の機会を切望しているような貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たしたもの。

- ・我が国の国宝や重要文化財に指定されている作品。
- ・世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品。
- ・更に、登録美術品は美術館において公開されることが必須の要件。
- ・これまでの登録は、80件9、234点。（平成30年7月現在）

■ 本制度の対象となる美術館について

本制度において登録美術品を公開することのできる美術館となれるのは、博物館法に規定する「登録博物館」または「博物館相当施設」のうちの美術品を展示する施設に限られ、美術品の取り扱いや管理について十分な能力のあるところ。

登録美術品公開までの流れ

①美術品所有者が美術館へ相談
（公開について、あらかじめ美術館の同意が必要）

②美術品所有者から文化庁に申請
（美術館の協力を得て申請書作成）

③文化庁の審査
（美術品に関し広くかつ高い見識を有する者の意見を参考に、登録の可否を決定）

④登録美術品所有者と美術館で公開契約の締結
（登録通知を受けた日から3か月以内に契約 期間は5年以上）

⑤登録美術品の公開
（国民の美術品を鑑賞する機会の充実）

<所有者の利点>

- ・美術品を「美術品のプロ」である美術館に任せられ、手元に置いておきより安心
- ・相続税の物納の特例措置

<契約美術館の利点>

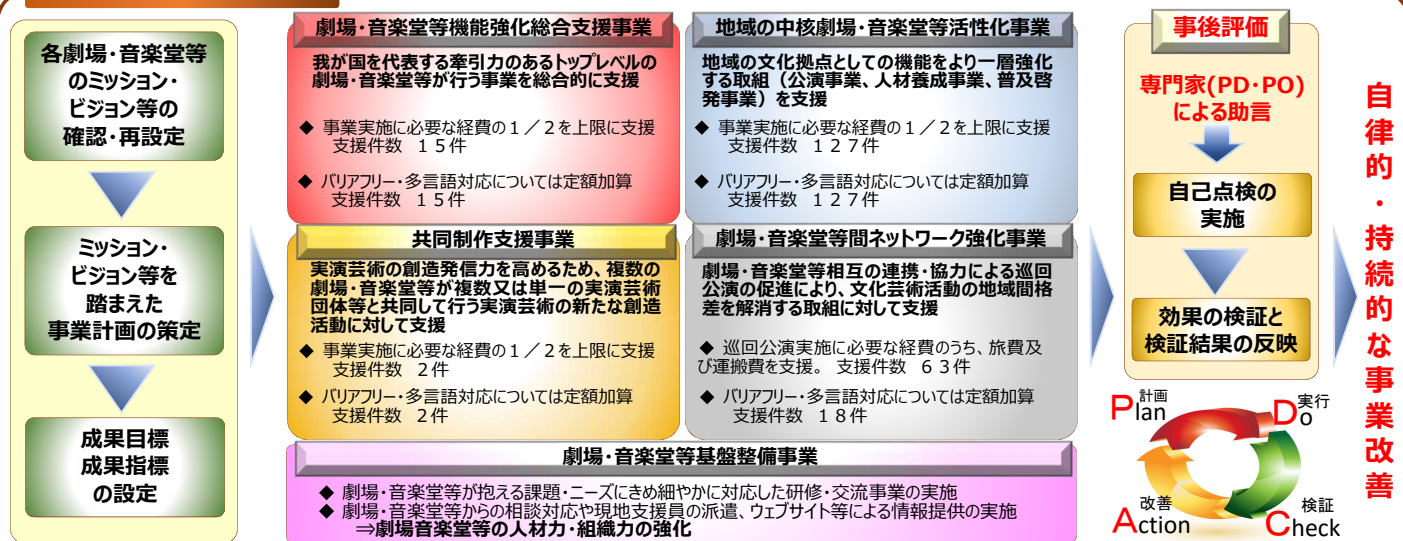
- ・安定した公開が可能
- ・登録美術品が物納された後も継続して公開が可能

13

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の**実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援**することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、**文化芸術立国の実現に資する**ことを目指す。

事業の概要



・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家（PD・PO）を活用し、事業に対する事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
 ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の**自律的・持続的な事業改善の循環**を作り出す。
 ・**バリアフリーや多言語対応を支援を拡充し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。**

障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設
 【固定資産税等】

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準※に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現に資する。

バリアフリー化

劇場・音楽堂等

「建築物移動等円滑化誘導基準※」を満たしたとして、地方公共団体から認定を受けた劇場・音楽堂等(平成30年・31年度内に改修工事を完了したもの)

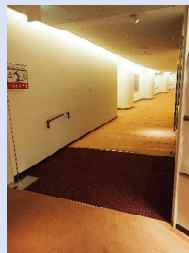
※建築物移動等円滑化誘導基準…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、一定規模以上の建築物が通常満たすべきとされる基準に、更に要件を過重したもの。高齢者や障害者が建築物をより円滑に利用できるためのバリアフリー内容が規定されている。
 <例> ・車いす使用者同士がすれ違える**廊下の幅の確保**
 ・車いす使用者用の**トイレが各階にある** など

固定資産税・都市計画税
 1/3 減額
 (改修工事後の翌年から2年間)

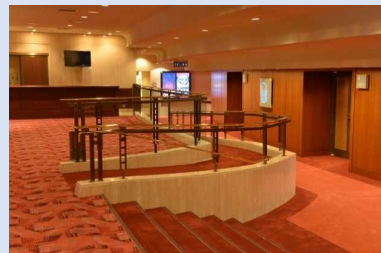
劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の例



車いす用の広い鑑賞スペース・通路
 ミューザ川崎シンフォニーホール 提供



段差のない広い廊下
 ミューザ川崎シンフォニーホール 提供



1階ホワイエに増設したスロープ
 サントリーホール 提供

○文化芸術基本法(平成13年法律第147号)※2017年6月改正

第2条 3 (略)国民がその年齢、**障害の有無**、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術活動ができるような環境の整備が 図られなければならない。

○劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)

前文 (略)劇場、音楽堂等は、**個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわらず**、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。(中略)劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。(中略)このように、**劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在**である。

第3条 八 (略)地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、**共生社会の実現に資するための事業を行うこと。**